

令和元年度第12回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和2年3月9日（月）午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員（14名）

1番	清 宮 正	3番	鈴 木 孝 徳
4番	石 渡 文 久	5番	三 須 健 行
7番	長 澤 正 昭	8番	山 崎 宏
9番	羽根井 直 子	10番	石 田 和 久
11番	椎 名 稔 男	12番	兼 坂 仁
13番	木 内 正 夫	14番	眞 野 文 雄
15番	三 門 増 雄（議長）		

書面表決委員（1名）

2番 渡 貫 茂

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和2年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地の賃借料情報の提供（案）について

議案第5号 令和2年度農作業雇用賃金等標準額（案）について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 湯 浅 明 弘

主査補 相 川 正 巳

主査補 飯 田 啓 市

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和元年度第12回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、書類の差し替えをお願いします。

お手元に配布してあります。議案書の2ページと、土地利用計画図の差し替えをお願いいたします。

次に、諸般の報告をいたします。

次回の総会の日取りでございますが、4月8日(水)に開催を予定しております。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方におかれましては、農作業の忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は14名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和元年度第12回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

——— (異議なしの声あり) ———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——— (異議なしの声あり) ———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号8番「山崎 宏委員」議席番号9番「羽根井 直子委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和元年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地の賃借料情報の提供(案)について

議案第5号、令和2年度農作業雇用賃金等標準額(案)について

以上、5議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、権利者は新規就農するため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。また、議案第3号申請番号1番及び2番につきましても、新規就農するために、借り受けるものでございます。

表の第2項及び第4項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため売買により、所有権の移転をしようとするもので、表の第3項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため贈与により、所有権の移転をしようとするもので、表の第5項につきましては、権利者は農業経営安定のため、義務者は権利者からの要望のため贈与により、所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明いたします。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第1項及び議案第3号申請番号1番及び2番について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項及び議案第3号申請番号1番及び2番について、許可と決しました。

続きまして、第2項及び第3項の実態調査については、農地利用最適化推進委員の池田委員を呼んでありますので意見を求めたいと思います。池田委員を入场させて下さい。

———（池田委員着席）———

○議長 池田委員から、第2項及び第3項の調査報告をお願いいたします。

———（池田委員報告）———

○池田委員 農地利用最適化推進委員の池田です。議案第1号第2項及び第3項の調査報告をいたします。

まず、第2項についてですが、権利者の■■■さんは、申請地の隣接地を耕作しています。自分の耕作地と一体的に利用できると、便利なので、購入する事となったそうです。

第3項については、申請地は、権利者の■■■さんの土地と道路の間にある、小さな土地で、■■■さん以外、使用する事が出来ない土地でございます。今回、■■■さんが一体的に利用するという事で、地主の■■■さんから贈与を受ける事となったそうです。

第2項及び第3項とも、問題は無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、池田委員は退席して下さい。

———（池田委員退席）———

○議長 池田委員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、先に第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

○議長 よって、第2項は、許可と決しました。

次に、第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第3項は、許可と決しました。

続きまして、第4項の実態調査について、兼坂委員より報告をお願いいたします。

———（兼坂委員報告）———

○兼坂委員 議席番号12番兼坂です。議案第1号第4項の調査報告をいたします。

権利者の■■さんは、申請地の両隣りを耕作しています。

義務者の■■さん達は、相続により、申請地を取得して、農業者でもありませんし、共有者4名共、佐倉市以外に住んでおり、土地の処分を検討していたところ、■■さんが耕作している土地と一体利用したく、購入する事となったそうです。

問題は無いと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、兼坂委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第4項は、許可と決しました。

続きまして、第5項の実態調査については、農地利用最適化推進委員の足立委員を呼んでありますので意見を求めたいと思います。足立委員を入場させて下さい。

———（足立委員着席）———

○議長 足立委員から、第5項の調査報告をお願いいたします。

———（足立委員報告）———

○足立委員 農地利用最適化推進委員の足立です。議案第1号第5項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、旦那さんと一緒に、■■の水田を中心に、農業経営をしています。義務者の■■■■さんは、■■さんの義理の母親で、今回の申請地のみ、農地を所有しています。

85歳と高齢であり、1筆のみ、耕作する事は出来ないので、娘さんに贈与する事としたそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、足立委員は退席して下さい。

———（足立委員退席）———

○議長 足立委員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第5項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長

議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

第1項～第3項は、■■■■■■■■■■が、配送用の車両置場及び従業員、来客者用駐車場として、畔田の畑、6,084㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、周辺に資材置場や車両置場が点在する小規模な農地で、第2種農地とされます。

計画としましては、配送用の車両、大型車15台、中型車3台、小型車2台分、また従業員及び来客者の車両置場を整備するもので、敷地内は砕石敷とし、周囲をブロックで囲むもので、雨水等の流失はないものと思われま。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりでございます。許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号第1項～第3項については事前調査会が開催されておりますので、長澤調査委員長より報告をお願いいたします。

———（長澤委員報告）———

○長澤委員 議席番号7番、長澤です。調査報告をいたします。

本案件について、3月2日午後2時30分から第1班の委員の方々と事前調査会を行いました。

初めに事務局及び申請者から事案の概略説明を受けた後、現地調査を実施しました。

申請地は、■■■■■■■■■■、同■■■■■■■■■■、同■■■■■■■■■■、同■■

■■■■■の4筆で合計面積が7,141㎡と広大で、かつ■■■■■においては約250mも離れた場所にありました。

現地調査後、事案審査を行い、結論として目的に合った規模の業務用駐車場には一団の■■■■■、同■■■■■、同■■■■■の3筆で十分であり、2ヶ所に分ける必要性及び計画面積に妥当性がないものと判断し、その旨を申請者に伝えました。

以上が事前調査会の審議結果ですが、後日、申請者が計画修正して離れた1筆を除き事務局に再提出されたとのことで、支障は無いものと判断されたもので、今回の総会会議案になりましたことを申し添えさせていただきます。以上報告いたします。

○議長 ただいま、長澤委員より報告がありましたが、本日、改めて、申請人を呼んであります。それでは申請人を入場させて下さい。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労様でございます。自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 申請者の■■■■■の書類を作成させていただきました。■■■■■の■■■と申します。よろしくお願いいたします。申請内容の概要について説明させていただきます。■■■■■は■■■の■■■で物流関係の仕事をしていまして、今回、条件の良い場所を探していたところ、インターチェンジにも近く最適な場所ですので、土地を購入して転用するものです。計画は、大型トラック15台、中型トラック3台、小型トラック2台、また従業員及び来客者の車両置場を整備するもので、敷地内は碎石敷とし、周囲をブロックで囲むものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。眞野委員

○眞野委員 議席番号14番眞野でございます。車両置場で間違えないでしょうか。

○議長 申請人

○申請人 はい。間違えございません。

○議長 眞野委員、よろしいでしょうか。

○眞野委員 はい。

○議長 他に何かございますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しました何かご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項～第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項～第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、令和元年度第12次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第3号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

議案第3号 令和元年度第12次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求める

ものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、5件、14筆、

13, 133㎡、賃貸借権の設定、20件、52筆、地積57, 716㎡でございます。

詳細でございますが、議案の4ページ～10ページをお願いいたします。

申請番号1番～2番及び14番～18番は、新規就農するため、申請番号3番～5番、23番、9番～13番、19番～22番は農業経営規模拡大のため、申請番号6番～8番、24番～25番は農業経営安定のため、期間は、3年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

尚、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

総会議案4ページの申請番号1番～2番、■■■■、14番～18番、■■■■の、年間農業従事日数の欄が0日と記入されておりますのは、新規就農で、農業経営を開始していない為でございます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、申請番号14番～18番については申請人を呼んであります。それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 始めまして、■■と申します。従前より佐倉市の■■で造園業を営んでおり、その一環として、苗木を育てて来ました。苗木はそれ程手間がかからないので、今後は、新規就農して、本格的な苗木生産を行いたいと思います。主にシラカシ、マテバシイを中心に育て、自身がメインで作業を行う予定ですが、息子も一緒に作業をする予定でおり、引き継げればと思っております。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号申請番号14番～18番について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号申請番号14番～18番について、承認と決しました。

続きまして、議案第3号申請番号3番～13番、19番～25番については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入场させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員は、ご苦労様です。

自己紹介をお願いいたします。

○農政課青山 農政課の青山です。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

それでは、審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席して下さい。

———（農政課退席）———

○議長 農政課の職員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号申請番号3番～13番、19番～25番について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号申請番号3番～13番、19番～25番は、決定と決しました。

続きまして、議案第4号 農地の賃借料情報の提供（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第4号の説明

○事務局長 議案についてご説明いたします。

議案の11ページ～12ページをお開きください。

議案第4号 農地の賃借料情報の提供（案）につきましては、農地法第52条の規定により農地の賃借料情報を公表することについて農業委員会の承認を求めるものでございます。

データにつきましては、平成31年1月～令和元年12月までに、農用地利用集積計画により利用権の設定がされた285筆の、農地の賃借料を元に作成しております。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

- 議長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第4号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

- 議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は、承認と決しました。

- 議長 続きまして、議案第5号、令和2年度農作業雇用賃金等標準額（案）についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第5号の説明

- 事務局長 議案についてご説明いたします。
議案の13ページ～14ページをお開きください。
議案第5号 令和2年度農作業雇用賃金等標準額（案）につきましては、農作業の受委託を円滑にするため、農業委員会において雇用賃金等標準額を設定することについて承認を求めるものでございます。
データにつきましては、千葉県農業会議の直近の数値、令和2年度分を使用しております。
以上でございます。

- 議長 ただいま、議案第5号について事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。鈴木委員

- 鈴木委員 作業員賃金は、消費税は別途ということでしょうか。

- 議長 事務局

- 事務局 消費税込みの金額でございます。

- 議長 鈴木委員よろしいでしょうか。

- 鈴木委員 はい。

○議長 他に何かございますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第5号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は、承認と決しました。

○議長 以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。
それでは、議案の15ページをお願いいたします。
農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
専用住宅用地としようとするもの2件、4筆でございます。
次に、16ページ～17ページをお願いいたします。
農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。
専用住宅用地としようとするもの3件、4筆、境内地用地としようとするもの1件、4筆、駐車場用地としようとするもの2件、2筆でございます。
次に、18ページをお願いいたします。
地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。
山林として地目変更申請のあったもの、1件、3筆でございます。
次に、19ページをお願いいたします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。
相続による届出、2件、35筆でございます。
次に、20ページをお願いいたします。
利用権の中途解約に係る通知書についてでございます。

他の農業者が耕作をするために解約したもの、1件、4筆でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書についてでございます。

農業用倉庫用地とするもの、2件でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます

以上を持ちまして、第12回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

=== 会 議 終 結 ===